平成２５年（フ）第２５７号
和歌山市南出島58番地の１
破産者　西本　和子
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３７１号
和歌山県岩出市新田広芝299番地の10、開始決定時の住所和歌山県岩出市曽屋９番地の28
破産者　川添　隆之
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１４号
愛媛県松山市小栗７丁目３番１号　レジデンス小栗105号
破産者　森　　弥生
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第５０８号
鹿児島県鹿児島市伊敷台５丁目16番15号
破産者　飯牟禮あゆみ
１　破産債権の届出期間　平成26年７月17日まで
２　一般調査期日　平成26年９月11日午前10時
平成26年６月26日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第６３号
長野県長野市稲里町下氷鉋534番地２　クレストヴィレッジ203、開始決定時の住所新潟県妙高市大字関川643番地
破産者　石田　竹雪
１　破産債権の届出期間　平成26年７月25日まで
２　一般調査期日　平成26年９月１日午後３時45分
平成26年６月26日　新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第５７号
さいたま市中央区上落合３丁目10番２―1005号、申立時の住所長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町71番地　エトワール71―101号
破産者　等々力憲一
１　破産債権の届出期間　平成26年７月25日まで
２　一般調査期日　平成26年10月14日午後２時
平成26年６月25日　長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第２０４６号
名古屋市港区本宮町２丁目38番地の６　タカラ本宮ハイツ106号
破産者　和田　安功
１　破産債権の届出期間　平成26年７月28日まで
２　一般調査期日　平成26年９月30日午後１時30分
平成26年６月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第７４３３号
大阪府四條畷市江瀬美町14番８号
破産者　松本引越センター株式会社
１　期日　平成26年７月24日午後３時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年６月25日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７１０号
東京都世田谷区桜３丁目14―20―107
破産者　梅澤　忠雄
免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
平成26年６月26日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第８号
秋田県横手市清川町10番４号
清算株式会社　株式会社Ｇ．Ｓ．Ｔ
代表清算人　鶴田　徹二
１　決定年月日　平成26年６月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
秋田地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２６年（再）第１号
愛知県尾張旭市大塚町１丁目９番地の14
再生債務者　株式会社コンセルヴェ
１　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月23日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成26年８月13日から平成26年８月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２５年（再）第２号
茨城県坂東市辺田700番地４
再生債務者　国際ピーアール株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年６月24日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（再）第３号
茨城県常総市水海道森下町4372番地２
再生債務者　瀬端　啓一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年６月24日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（再）第４号
千葉県市川市南大野２丁目４番Ｃ棟608号
市川グリーンハイツ
再生債務者　佐々木愁子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年６月23日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生手続終結

平成２２年（再）第２号
新潟市西蒲区升潟5110番地
再生債務者　新潟高圧工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件には監督委員が選任されているところ、再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年６月25日　　新潟地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第４４号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目18番地の13
パークヒルズ東所沢204
再生債務者　大森　秀幸
１　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月15日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月29日から平成26年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第４７号
埼玉県入間市宮寺3189番地32
再生債務者　星野　博俊
１　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月15日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月29日から平成26年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第４８号
埼玉県入間市宮寺3189番地32
再生債務者　星野　千帆
１　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月15日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月29日から平成26年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部